

Ruby City MATSUE プロジェクト 2.0 計画策定業務委託プロポーザル仕様書

1. 件名

Ruby City MATSUE プロジェクト 2.0 計画策定業務委託(以下「本業務」という。)

2. 仕様書の目的及び適用範囲

- (1)この仕様書は、松江市(以下「本市」という。)が実施する本業務に係るプロポーザルに参加する者が提案すべき内容について、基本的な事項を示すものである。
- (2)本業務に用いた資料等は全て明確にしておき、本市の要求があった場合は速やかに説明できるようにしておくこと。
- (3)本仕様書に定めのない事項であっても、本業務の効果が上がると判断するものについては、積極的に提案すること。
- (4)受託者は本業務の内容や本業務により知り得た内容について、機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与してはならない。
- (5)仕様の詳細については、本業務の受託候補者として特定された者と本市との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではない。
- (6)本業務の実施にあたって、次の項目に関する費用は受託者の負担とする。
 - 業務上、受託者の不注意により生じた費用
 - 業務の実施にあたり、受託者が第三者に損害を及ぼした場合の費用

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 2 月 29 日まで

4. 目的

本業務は、本市が進めている「Ruby City MATSUE プロジェクト」の従来の取組に、地元 IT 企業の更なる成長、地元他業種企業と連携による相互成長、成長性評価の企業誘致、起業・新ビジネス創出、地元企業の DX 化(デジタル技術による経営革新)、海外展開を推進する施策を加えて、2030 年を目標年次とした事業計画を策定することを目的とする。

5. 前提条件

- (1)本業務にあたっては、Ruby City MATSUE プロジェクトの関係者による検討チームを構成して検討を進めることとする。
- (2)検討チームは若干名による組織とし、受託者と市が互いに推薦する者の中から、被推薦者同意の上で協議により決定する。
- (3)検討チームの構成員であって市職員以外のもの(4 名程度を想定)については1名あたり 50,000 円(税込)の報奨金を支払うこととし、本業務の委託料に含めることとする。
- (4)計画策定の参考とするため、市幹部と Ruby City MATSUE プロジェクトのキーパーソンによる懇談会を開催することとする。

(5)計画の策定にあたっては、(4)による懇談会の内容も踏まえることとする。

6. 業務内容

(1)検討チーム事務局業務

- ・検討チームにおける、検討議題の整理、検討会議の企画運営、検討会議及び懇談会の議事録の作成その他必要な調整作業
- ・(2)、(3)における関係者との調整作業

(2)調査分析及び実証調査業務

- ・令和4年度に実施したヒアリング調査等の結果に関する分析
- ・先進事例調査及び分析
- ・計画策定に向けた調査仮説の立案、実証調査及び分析

実証調査の前提条件

- ① 調査仮説は、令和4年度に実施したヒアリング調査、アンケート調査並びに先進事例調査を基に、市と協議の上で立案すること
- ② 調査仮説は、人材育成、人材交流、企業誘致、海外展開、新規事業開発、DXなど6つのテーマについてそれぞれ立案すること
- ③ 調査仮説は、計画の実現可能性及び具体的な事業の有効性を検証するためのものであること
- ④ 実証調査は、可能な限り企業、コミュニティ、教育機関などの民間主体と協働で行う仕組みとすること
- ⑤ 実証調査は、公募期間約1ヶ月、実施期間約4ヶ月、総額1,000,000円(税込)の調査予算を本業務の中で想定すること

(3)計画策定

検討チームによる検討結果、懇談会の内容、(2)による分析結果を総合的にとりまとめ、2030年を目標年次とする実施手法も想定した具体的な事業計画の策定

計画策定の前提条件

- ① 計画策定にあたっては、成果連動型民間委託契約方式(PFS)などを積極的に活用した具体的なアクションプランを提案すること
- ② 松江市総合計画(MATSUE DREAMS 2030)及びMATSUE 起業エコシステム基本構想(令和3年3月策定)との連動を意識した計画とすること

7. 業務推進体制

業務遂行にあたっては、実施体制を明示するとともに、事業統括責任者及び連絡窓口担当者を配置すること。

8. 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本市と協議し、承認を得ること。

9. 対象となる経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費とする。なお、備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。

10. 実績報告書の提出と提出期限

受託者は、令和6年2月29日までに任意の様式による実績報告書(紙媒体、電子媒体)を提出すること。実績報告書には、次の内容を含むものとする。

- 事業概要
- Ruby City MATSUE プロジェクト 2.0 計画

11. 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1) 松江市個人情報保護条例
- (2) 松江市個人情報保護条例施行規則
- (3) 松江市財務規則
- (4) その他関係法令及びガイドライン

12. 秘密の保持等

受託者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この秘密保持義務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

13. 無断複製及び持ち出しの禁止

受託者は、本市の保有する資料及びデータを複製または複製してはならない。また、本市内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、本市の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに本市に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

14. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、松江市個人情報保護条例を含む関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務に係る個人情報(個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものをいう)の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。
- (3) 受託者は、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

15. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

16. 著作権その他知的財産権

- (1) 当該業務の受託者は、制作、納品した制作物については本市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (2) 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用権及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物(以下「原著作物」という)である場合には、原著作者説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすること。
- (5) 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。
- (6) 委託者から提供する既存の情報については、著作権は委託者に帰属するものとする。

17. その他留意事項等

- (1) 本市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨本市へ報告すること。
- (2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。
- (4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

18. 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。